

令和 7 年度こども食堂物価高騰対策支援金 申 請 要 領

食材費等の物価高騰に伴うこども食堂の負担軽減のため、継続して運営しているこども食堂に対して、支援金を交付します。

1 対象となる者

静岡県内でこども食堂を運営し、令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間で、1 回以上の開催実績がある個人、団体（法人又は任意団体）。

ただし、地方公共団体や社会福祉協議会が運営するこども食堂、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているこども食堂は対象外とします。

【本支援金における「こども食堂」の定義】

無料又は低額な料金で地域のこどもを対象に行う活動であって、食事の提供を行う「こどもの居場所」をいいます。なお、対面での開催が困難な場合に実施する弁当等配布については、活動実績に含めるものとします。「こども」とは、おおむね 18 歳未満の者をいいます。

2 支援金の交付額

こども食堂 1 か所につき開催回数に応じて定額で交付します。開催回数に応じた区分は、以下の表のとおりです。

区分	開催回数（令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）	交付額
A	合計 12 回以上（平均：月 4 回以上）	4 万 9 千円
B	合計 6 回以上 12 回未満（平均：月 2 回以上 4 回未満）	3 万円
C	合計 1 回以上 6 回未満（平均：2 か月に 1 回以上 2 回未満）	1 万 5 千円

3 応募方法

（1）申請期限

令和 8 年 1 月 16 日（金） ※当日消印有効

※予算に限りがあるため、申請状況により申請期限前に締め切る場合があります。

(2) 申請方法

次の提出書類を、下記の宛先まで郵送により、提出してください。

提出先：〒420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町3 シャンソンビル黒金町6F

静岡県児童福祉施設・こども食堂等物価高騰対策支援金事務局

【提出書類（各 1 部）】

- ア 交付申請書(請求書) (静岡県子ども食堂物価高騰対策支援金交付要綱 様式第 1 号)
- イ 誓約書(別紙を含む) (" " 様式第 2 号)
- ウ 振込先金融機関の口座確認書類 (通帳表面のコピーなど)

◎交付要綱、申請様式等は、県こども家庭課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040717/1049537.html>

◎必要に応じて、参考書類の追加提出を求める場合があります。

4 交付の決定

県は、提出書類を受理後、交付対象の要件等の審査を行い、交付すべきと認めたときは、交付決定(確定)通知書を通知します。

なお、交付すべきでない認められたときは、不交付決定通知書を通知します。

5 留意事項

(1) 提出された申請書類等は返却しないため、ご承知おきください。

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

7420-0851

静岡県静岡市葵区黒金町3 シャンソンビル黒金町6F

静岡県児童福祉施設・こども食堂等物価高騰対策支援金事務局

電話番号: 050-3615-9281

E-mail : shizuokachild@ingjp.com